

6 重要水防箇所評定基準

(1) 直轄管理区間

種 別	重 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
基礎地盤漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎漏水に関する変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	

種 別	重 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水衝・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>橋台取り付け部や他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。</p>	
工作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他的工作物の設置されている箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤防跡・旧川跡			<p>新堤防で築造後3年以内の箇所。</p> <p>破堤跡又は旧川跡の箇所。</p>
陸閘			陸閘が設置されている箇所

注) 重点区間

水防活動上の必要性に応じて、特に水防時に重点的に巡視すべき区間

(2) 県管理区間（河川）

種別	基準	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
堤防高 (流下能力)	1. 計画高水位又は、既往最大水位に対し堤防余裕高が無いか、堤防高が不足しているため、最も危険が予想される箇所 2. 近年の出水により、氾濫等の実績があり背後地が人家密集等で危険が予想される箇所	1. 計画高水位又は、既往最大水位に対し堤防余裕高が少なく、危険が予想される箇所 2. 近年の出水により、氾濫等の実績があり背後に被害が生じると予想される箇所
堤防断面	1. 堤防断面が上下流に比べ狭く、既往洪水流量に対し最も危険が予想される箇所 2. 天端幅の狭い箇所（一般にカミソリ堤といわれるもの） 3. 近年の出水により、氾濫等の実績があり背後地が人家密集等で危険が予想される箇所	1. 堤防断面が上下流に比べ部分的に狭く、既往洪水流量に対し危険が予想される箇所 2. 天端幅の狭い箇所（一般にカミソリ堤といわれるもの） 3. 近年の出水により、氾濫等の実績があり背後地に被害が生じると予想される箇所
堤体強度	堤体あるいは基礎地盤の土質軟弱等により法崩壊、急激な沈下等の実績がある箇所	堤体あるいは基礎地盤の土質軟弱等により法崩壊、急激な沈下等が予想される箇所
漏水	1. 堤体又は基礎地盤より漏水の実績があるが、対策が未施工の箇所 2. 漏水の実績は無いが、その恐れが十分に予想される箇所	1. 堤体又は基礎地盤より清水が湧出した実績があり、その対策が未施工の箇所 2. 漏水の実績は無いが、その恐れが予想される箇所
水衝	1. 洪水時の水衝部において護岸が未施工の箇所 2. 洪水時の水衝部において護岸が度々破損される箇所 3. 破堤又は破堤寸前程度までの決壊等の実績がある箇所	1. 洪水時の水衝部となり、護岸はあるが完全とは考えられない箇所 2. 護岸が古くなつて効用が著しく減じられている箇所
洗掘	1. 堤脚又は護岸の根固め等が洗掘されており、その対策が未施工の箇所 2. 水制等が破損して危険が予想される箇所	1. 河床の低下等が著しく護岸・堤脚等の洗掘される恐れのある箇所
工事施工	1. 2年以上にまたがり、かつ出水期にやむなく施工せざるを得ない工事で、樋管等の工作物が堤防を横断して開削をしている箇所 2. 築堤、掘削工事等のために堤防を横断方向に開削している箇所 3. 工事施工に伴い、その期間中出水期に危険が予想される箇所	1. 樋管、橋台等施工箇所で堤防護岸が未施工の箇所 2. 堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により堤防に影響を及ぼす箇所

種 別	基 準	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
工 作 物	1. 取水堰、樋管等の堤防横断工作物で設置時期が古く、不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所 2. 橋梁その他河川横断工作物の桁下高等により通水断面が過小で、特に注意が必要な箇所	1. 橋脚、可動堰等で通水に障害が生じやすい箇所
新 堤 防 破 堤 跡 旧 川 跡 被 災 箇 所	1. 新堤防で築造1年以内の箇所	1. 新堤防で築造3年以内の箇所 2. 破堤跡又は旧川の箇所 3. 過去に被災実績のある箇所
地 震	1. 「堤体強度」A評価の箇所 2. 過去の地震において堤防が被災した実績があり、その対策が未施工の箇所	1. 「堤体強度」B評価の箇所 2. 過去の地震において堤防が被災した実績のある箇所

(3) 県管理区間（海岸）

(海岸)

種別	基準	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
津波	既設堤防高がL1津波に対する所要の高さを満たしてなく、背後地に重要交通網または人口が集中し、浸水に対する危険度が高い箇所	既設堤防高がL1津波に対する所要の高さを満たしてなく、A区間以外の箇所 または、既設堤防高は所要の高さを満たしているものの、海象条件によっては浸水の恐れがある箇所
高潮	既設堤防高が計画外力に対する所要の高さを満たしてなく、背後地に重要交通網または人口が集中し、越波に対する危険度が高い箇所	既設堤防高が計画外力に対する所要の高さを満たしてなく、A区間以外の箇所 または、既設堤防高は所要の高さを満たしているものの、海象条件によっては越波の恐れがある箇所
侵食	近年の汀線後退が著しく、H.W.L.時には砂浜幅が極端に狭くなる箇所 または、高波浪時に波が堤防基部まで遡上し、洗堀による被災の危険度が高い箇所	顕著な汀線後退は見受けられないものの、数年に1度程度の割合で、一時的な局所侵食が発生するなど、海象条件によっては洗堀による被災の恐れがある箇所
施設の老朽化	維持管理マニュアル ^{*1} 等による点検結果において、健全度の判定が「Aランク」の箇所 または、築造後30年以上が経過し、明らかに躯体の変状・劣化が著しい箇所や消波施設の沈下・散乱により所要の機能が発現されていない箇所	維持管理マニュアル ^{*1} 等による点検結果において、健全度の判定が「Bランク」および「Cランク」の箇所 または、築造後の経過年数が比較的長く、致命的な影響はないものの、変状・劣化が多く確認される箇所や消波施設の沈下・散乱により所要の機能が減少しつつある箇所
堤防の開口部	背後地に重要交通網または人口が集中するなど、高波浪や津波来襲時に閉鎖できなければ、浸水による被害の危険度が高い箇所	高波浪や津波来襲時に閉鎖できなければ、背後地の浸水による被害の恐れがある箇所
地震	耐震点検マニュアル ^{*2} による結果において、レベル1 地震動に対する耐震性能（堤体の安定性および液状化）の危険度判定が「高」の箇所 または、東日本大震災時に、液状化が主たる被災要因となった箇所	耐震点検マニュアル ^{*2} による結果において、レベル1 地震動に対する耐震性能（堤体の安定性および液状化）の危険度判定が「中」の箇所

※1 海岸保全施設維持管理マニュアル 平成30年5月

※2 海岸保全施設耐震点検マニュアル 平成7年4月